

## 2 区行政改革の具体的な方向

### (1) 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所 をめざして

#### 区行政改革の方向（1）

区における地域課題への的確な対応

#### ● 現状と課題

- 道路、河川、公園等の都市施設の整備や子ども支援、安全・安心のまちづくり等市民生活に身近な課題について、地域の総合行政機関である区役所が果たすべき役割はますます重要となっています。
- 「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則に、地域の課題を自ら発見し、迅速かつ的確な解決を図っていく区役所を実現するため、引続き区役所機能の整備に取り組む必要があります。



#### ● 施策課題及び主な事業

- ① 区役所を地域のまちづくり拠点として整備
  - 地域のまちづくり拠点としての区役所整備
  - 商店街と連携した地域のまちづくり推進
- ② 区役所を総合的な子ども支援拠点として整備
  - 総合的な子ども支援拠点としての区役所整備

## ① 区役所を地域のまちづくり拠点として整備

### ■計画期間(2008～2010年度)の取組

- 日常的なまちづくりの課題を的確に把握し、区民が主体となった地域のまちづくり活動への支援機能を整備します。
- 道路・街路樹・公園緑地など都市施設の維持管理等に関わる課題に総合的に対応できる機能を整備します。
- 自転車利用者等に対し駐輪場への誘導、啓発活動を行い、モラルとマナー向上の取組を進めます。
- 地域防災力の向上と防犯対策の推進により、安全、安心な地域生活環境を整備します。
- 商店街と連携した地域コミュニティの振興及び協働のまちづくりを推進する区の機能を整備します。

これらの取組を進める上で、分野別の計画に位置付けられる次の事業において、区と局との密接な連携を図るとともに、区役所が担うべき機能の検討・整備を進めます

#### (地区まちづくり推進事業)

- 市民自らが合意形成を図りながらまちを育てていくことを支援し、市民発意のまちづくり提案を受け止める基準やルール等を盛り込む「(仮称)川崎市地区まちづくり育成条例」を新たに制定します。
- 「(仮称)川崎市地区まちづくり育成条例」に基づき、計画的な土地利用を進めるとともに、景観形成地区の指定による魅力ある街なみ景観の形成や地区計画、建築協定による住環境等の維持・保全など、地域の実情に合わせた誘導を行い、日常生活圏の安全性・快適性の向上を図ります。

#### (放置自転車対策事業)

- 放置自転車問題を地域の課題として捉え、駅特性、地域性を反映しながら地域と協働で戦略的に推進していきます。
- 駅周辺の駐輪場整備にあわせ、自転車等放置禁止区域の拡大を推進します。

#### (自転車利用環境整備事業)

- 買物客等を対象とした利用時間制料金などの「新たな料金体系」を検討・実施し、利用率の向上を図ります。
- 自転車の利用者等に対し駐輪場への誘導、啓発活動を行い、モラルとマナー向上の取組を進めます。

#### (地域防災推進事業)

- 本市や関係機関、市民が一体となった総合防災訓練や研修の実施等を通じ、自主防災組織や地域企業の防災力の向上を促進します。
- 自主防災組織の活動助成・資機材購入援助を実施するほか、防災ネットワーク連絡会議や避難所運営会議の活性化・支援を図ります。
- 自主防災組織や地域関係機関による災害時要援護者の避難支援体制を充実させ、地域での共助を促進します。

#### (防犯対策事業・学校安全事業)

- 地域での安全・安心を推進するために、市及び区に設置された地域団体や関係機関等からなる協議会を中心に、地域のパトロールなどの取組を進めます。また、このような取組を通して、地域のコミュニティ活動の活性化を図ります。
- 警察官OBなどの専門的知識を有する人を新たに「防犯診断員」として任用し、地域をパトロールしながら、住宅の防犯対策についてアドバイスを行い地域犯罪の抑制につなげます。
- スクールガード・リーダー、地域交通安全員の配置やAED(自動体外式除細動器)の計画的整備など学校の安全対策を推進します。

## ■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
地域のまちづくり拠点としての区役所整備 区役所を日常的なまちづくりの課題に迅速に対応し、解決を図る地域拠点として整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域まちづくり支援体制の整備</li> <li>●身近な環境整備担当の効果検証</li> <li>●道路、公園などの維持管理等に総合的に対応できる機能の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区民主体の地域まちづくり活動及び地域安全活動等を支援する区の機能及び体制の整備</li> <li>●区における道路、公園などの維持管理機能の整備に向けた検討</li> <li>●地区まちづくり育成条例の制定・運用に対応する区の機能及び体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全安心まちづくり及び身近な環境整備の推進</li> <li>●道路や公園などの都市施設を総合的に維持管理する(仮称)道路公園事務所及び効率的な整備を進める(仮称)都市基盤整備事務所の機能の検討・施設の整備</li> <li>●地区まちづくり育成条例の運用と区における地域主体のまちづくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(仮称)道路公園事務所及び(仮称)都市基盤整備事務所の設置</li> </ul>	事業推進
地区まちづくり推進事業 市民自らが合意形成を図りながらまちを育てていくことを支援し、市民発意のまちづくりの提案を受け止める制度やルールなどを整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主的なまちづくりを促進する制度の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(仮称)川崎市地区まちづくり育成条例の制定</li> <li>●地域環境整備等の支援に関するルールづくりの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●条例に基づく地区まちづくり計画の策定・支援</li> <li>●地域環境整備等の支援に関する運用手法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域環境整備等の支援に関する運用</li> </ul>	事業推進
放置自転車対策事業 放置自転車の解消に向けた駐輪場整備や放置禁止区域の指定など、放置自転車防止対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放置自転車対策の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①登戸駅北口機械式立体駐輪場の整備 ほか</li> </ul> </li> <li>●放置禁止区域の指定(浜川崎駅、港町駅、八丁畷駅 ほか)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な放置自転車対策への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①上平間自転車保管所の整備 ほか</li> </ul> </li> <li>●放置禁止区域の指定(指定駅:川崎新町駅 ほか)</li> <li>●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な放置自転車対策への対応</li> <li>●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な放置自転車対策への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①新川崎第6駐輪場の整備完了</li> <li>②溝口駅南口駐輪場の整備着手 ほか</li> </ul> </li> <li>●放置禁止区域の指定(指定駅:産業道路駅)</li> <li>●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策</li> </ul>	事業推進
自転車利用環境整備事業 駐輪場の利用率向上や自転車を利用しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化した駐輪場の補修等</li> <li>●利用時間制料金等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐輪場の「新たな料金体系」の検討</li> <li>●選定された地区における「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の地区設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐輪場の「新たな料金体系」の検討</li> <li>●選定された地区における「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定(1次地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐輪場の「新たな料金体系」の実施</li> <li>●選定された地区における「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定(2次地区)</li> </ul>	事業推進
商店街と連携した地域のまちづくり推進 商店街と連携した地域コミュニティの活性化により、地域のまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商店街と連携した地域まちづくり方策の検討</li> <li>●区の機能整備の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商店街と連携した地域まちづくり方策の検討</li> <li>●区における商店街を活用した地域課題解決型事業のモデル実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区におけるモデル事業の実施を踏まえた区の機能及び体制等の整備を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商店街と連携した地域まちづくりの推進を図るための区の機能及び体制等の整備</li> </ul>	事業推進
地域防災推進事業 自助・公助・共助の考え方に基づき、市民・企業・行政の役割分担と協働による地域防災体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織の活動助成及び訓練</li> <li>●防災ネットワーク連絡会議、避難所運営会議の整備</li> <li>●災害時要援護者避難支援制度の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織の活動助成及び訓練</li> <li>●防災ネットワーク連絡会議、避難所運営会議の整備</li> <li>●災害時要援護者避難支援体制の充実</li> </ul>			事業推進

事業名	現状	事業内容・目標			
		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
<b>防犯対策事業</b> 市民、地域、警察等との協働による地域の身近な防犯対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全・安心まちづくり推進協議会と市内連絡会との連携による事業推進</li> <li>●自主防犯活動団体への支援</li> <li>●防犯診断員の導入に向けた検討</li> <li>●地域防犯活動拠点の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●推進協議会と市内連絡会との連携による事業推進</li> <li>●自主防犯活動団体への支援の充実</li> <li>●防犯診断員による防犯診断・パトロールの実施・検証</li> <li>●地域防犯活動拠点の整備(3か年で各区1か所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検証を踏まえた防犯診断員による防犯診断・パトロールの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯診断員による防犯診断・パトロールの実施</li> </ul>	事業推進
<b>学校安全事業</b> スクールガード・リーダー、地域交通安全員の配置やAEDの計画的整備など学校の安全対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールガード・リーダー8人配置</li> <li>●地域交通安全員の配置、48か所</li> <li>●AEDの計画的配置に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールガード・リーダー14人配置</li> <li>●地域交通安全員の配置、49か所</li> <li>●地域交通安全員による安全対策の推進</li> <li>●中学校へのAED全校配置完了</li> <li>●小学校へのAED配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●50か所</li> <li>●小学校へのAED配置拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●72か所</li> </ul>	事業推進

## ② 区役所を総合的な子ども支援拠点として整備

### ■計画期間(2008～2010年度)の取組

- 区が主体となり、地域の状況等に合わせた子ども支援の取組を推進できるよう区役所の機能及び体制を整備します。
- 子ども支援に関する総合調整機能の強化や、成長や地域特性に対応した子ども支援機能の強化を図ることにより、生まれる前から青少年期に至るまでのすべての子ども支援施策を一体的に推進するため「こども本部」を新設し、「市民・こども局」を設置するとともに、区における「地域の総合的な子ども支援拠点」としての機能の強化に向け、子ども支援関係施策を総合的に推進するため「こども支援室」を区役所に新設します。
- 各区においては、新たな体制のもとで、地域の実情に合わせた総合的な子ども支援事業を主体的に推進します。

これらの取組を進める上で、分野別の計画に位置付けられる次の事業において、区と局との密接な連携を図るとともに、区役所が担うべき機能の検討・整備を進めます

#### (地域子育て支援体制の確立(保育事業))

○民間保育所併設型の地域子育て支援センターを新設するとともに、こども文化センターを新たに子育て支援の拠点施設の一つに位置付け、地域の子育て支援団体の育成・活用を図ります。

#### (地域子育て支援体制の確立(地域事業))

○各区の家庭相談員や子ども教育相談員が地域における身近な窓口として、各機関と連携しながら相談活動をしていくことにより、家庭における子どもの問題の軽減と虐待予防を図ります。

#### (区における教育体制推進事業)

○区におけ教育体制を整備・拡充し、「こども支援室」と連携して、学校運営全般に係る連携の強化・推進や学校運営に対する支援、学校施設の地域管理の推進、教育相談への的確な対応など、学校と地域社会の連携強化や学校現場へのきめ細やかな対応を進めていきます。

### ■具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
総合的な子ども支援拠点としての区役所整備 各区が主体となり、子ども支援を推進する機能を整備します。	●総合的な子ども支援施策の検討及び機能整備	●各区にこども支援室を設置 ●子ども関係施策の総合的な推進と連携した、地域の実情に即した区の主体的な子ども支援の推進			事業推進
地域子育て支援体制の確立(保育事業) 地域子育て支援センター等を効率的に活用し、相談事業とともに親子で遊べる場づくりを推進します。	●保育所併設型地域子育て支援センターの運営(19か所) ●子育て支援の拠点として「こども文化センター」の活用の検討	●保育所併設型地域子育て支援センターの運営(20か所) 新規開設1か所:麻生区 ●こども文化センター活用型地域子育て支援センターの新規開設・運営(7か所) 川崎区1か所 幸区1か所 中原区1か所 高津区1か所 宮前区1か所 多摩区2か所	●保育所併設型地域子育て支援センターの拡充 新規開設1か所:中原区 ●こども文化センター活用型地域子育て支援センターの拡充		事業推進

事業名	現状	事業内容・目標			
		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
地域子育て支援体制の確立(地域事業) 子育てに対する不安などを軽減するための相談体制の充実や援助活動を支援します。	●子育てに対する相談及び地域活動の支援等の環境づくり ・家庭相談員や子ども教育相談員による相談 ・ちびっこ健康教室の開催 ・乳幼児虐待予防事業 ・その他事業の実施	●子育てに対する相談及び地域活動の支援等の環境づくり ・家庭相談員や子ども教育相談員による相談 ・ちびっこ健康教室の開催 ・乳幼児虐待予防事業 ・その他事業の実施			事業推進
区における教育体制推進事業 区ごとに学校運営への支援や保護者・児童生徒からの教育相談、地域との連携強化等を進める体制を充実します。	●区における教育体制の整備	●区の教育体制の整備による学校運営支援等の推進 ①確かな学力の育成に向けた支援 ②学校における諸課題(いじめ、不登校等)への対応支援 ③学校と地域の連携強化 ④学校施設の有効活用・地域管理の推進等			事業推進
総合的な子ども支援機能の整備(各区)	「区計画」の各区のページを参照				